

青森大学 遠隔授業の運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第11条第2項に基づき、遠隔授業の運用に必要な事項について定める。なお、本学は通信教育を行う大学ではなく、学生はキャンパスに来て学ぶことを前提とする。

(遠隔授業の取扱い)

第2条 遠隔授業の取扱いは、原則以下のように行うものとする。なお、教員は所属キャンパスの学生向けには対面授業を行うことを原則とするが、他キャンパスの学生は当該授業を遠隔授業として履修できるものとする。

- (1) 履修届に各学生が受講する科目が対面授業か遠隔授業かについて明示すること。
- (2) 半数未滿の授業時数を遠隔授業で行う場合は、その回数をシラバスに明記すること。
- (3) シラバスには、主体となるキャンパス、遠隔受講の対象キャンパスを明確に記載すること。
- (4) 遠隔授業は対話性（同時性又は即応性を持つ双方向性）を確保し、対面授業と同等の教育効果を有すると認められるものであること。
- (5) 各キャンパスの教職員の配置等を考慮し、一部のキャンパスに著しい差が出ないように遠隔授業の計画を立て、学修者本位の教育活動の実施に努めること。
- (6) 出席管理については、担当教員の責任で記録・管理がなされる場所であるが、学則で定める修得できる遠隔授業の単位上限を厳守できる様に、個々の学生の出席形態（対面、遠隔）は誰が見てもわかりやすい管理運用に努めること。
- (7) 原則として遠隔授業を行う教員は大学キャンパス内の当該科目が開講されている教室から行うものとする。緊急の場合はその限りではないが、その場合担当教員は事前に書面等（電子メール含む）でその旨を教務課に報告すること。

(キャンパス外で受講させる場合の要件)

第3条 キャンパス外での受講可否、及び配慮申請の許可を得た学生の遠隔受講可否についてキャンパス外で受講させる要件等もシラバスに明記すること。なお、その際の出欠管理については、各科目担当教員の責任のもと厳格に運用すること。

(遠隔授業で、かつ対面での学生も含む授業の取扱い)

第4条 遠隔授業で、かつ対面での学生も含む授業（いわゆるハイブリット・ハイフレックス授業）については、原則以下のように行うものとする。

- (1) あらかじめFD・SDなどで、教育効果や成績評価において学生の修学に著しい差が出ないように、質保証を担保するための対策を講じておくこと。

(2) 特に遠隔授業を受講している学生については、対話性を逐次確保すること。

(2つ以上のキャンパスを結んでの遠隔授業についての取扱い)

第5条 2つ以上のキャンパスを結んでの遠隔授業を行う際には、原則以下のように行うものとする。

- (1) 双方向の通信に問題がないか、事前によく確認してから授業を行うこと。
- (2) 全てのキャンパスにおいて、対話性を逐次確保すること。

(対話性の具体例)

第6条 対話性の具体例として、同時性又は即応性を持つ双方向性を有し、対面授業に相当する教育効果を有することとして、以下の対応等を講じるよう努めること。

- (1) 設問解答、添削指導、質疑応答等によるリアルタイムで十分な指導
- (2) 学生同士及び教員と学生の意見の交換の機会等を設ける
- (3) その他、対話性の原理に基づいた学修効果の向上が期待できる活動

(非常時の際の遠隔授業の対応)

第7条 感染症の蔓延や特別な災害時など非常時の際は、国からの方針などに則り、本学の関連規程も確認しながら、学修者本位の対応を行うこと。

(遠隔授業の質保証に関する取組み)

第8条 遠隔授業の質保証を担保するための取組みを以下のように講じること。

- (1) 学生から定期的に意見聴取等を行うこと。
- (2) 学生から寄せられた改善してほしい事項について、FD・SDなどを活用して対応策を講じ、改善に努めること。
- (3) 各キャンパス間で、密な連絡・調整を行い、著しい差が生まれないよう努めること。
- (4) 上記3項を基に遠隔授業改善のPDCAサイクルを適切に展開すること

(その他)

第9条 本学に在籍する未入国留学生および配慮が必要な学生について、特例として遠隔授業を認める際には、関係部署とよく相談して学修者に寄り添った対応を行うこと。また、配慮にあたり、手続き書式等別途定めることもできる。

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和 4 年 9 月 21 日から改正し、施行する。

附 則

この規程は，令和 5 年 4 月 1 日から改正し、施行する。